

森林を元気に！地域に活力を！！

仁淀川町では、平成十七年から（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構から委託を受けて、『仁淀川流域エネルギー自給システムの構築』という実験事業に取り組んでいます。

この事業は、地球温暖化対策の一環で、山林に放置された林地残材（一般的

に未利用間伐材のことで、幹のほか、木切れや根元部分などという）を燃料にして発電したり、ペレットという固形燃料をつくり、仁淀川流域内の施設で化石燃料に代えて利用し、エネルギーの地産地消を目指していくというものです。

仁淀川町は、総面積の約九割を森林が占め、昔から林業が盛んな地域でした。

しかし、近年では外国産材の需要が高くなり国産材を扱う林業は衰退し、森林の産業的な価値は失われ、放置された森林が年々増えてきています。森林整備と林業の発展は、仁淀川町の重要な課題の一つとなっています。

この事業は、地球環境を守りつつ、山間地域

を活性化していく大きな可能性を秘めています。これまで林地残材は有効な使い道がなく山に棄てるしかありませんでしたが、これらをエネルギー源として出荷することで新たな収入が生まれ、さらに事業が進展すれば雇用の場を広げる可能性もあります。

環境対策の視点では、今まで整備されず放置されてきた森林が整備され、健全な山の機能を発揮することによってCO₂吸収効果が増加します。また、林地残材から作られた新しいエネルギーを利用することにより、ガソリンなどの化石燃料使用によるCO₂排出を減少させることができます。

次回からは、林地残材の収集運搬や出荷方法、それを利用した発電施設やペレットの製造、これらの取り組みによる地球温暖化対策としての効果など、バイオマス実験事業の現状や課題について紹介していきます。

森が生み出す新エネルギー①



森林整備の作業風景



ガス化発電設備とペレット製造設備（佐川町）

～バイオマス豆知識～

『バイオマス』ってなに？

直訳すれば生物（バイオ）の量（マス）ですが、一般的には再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源のことを言います。

バイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がありますが、仁淀川町では豊富に存在する林地残材に着目し、木質バイオマスの実験事業に取り組んでいます。



7月4日、池川保健福祉センターで池川小学校の子どもたちを対象に、教育研究所の出前事業として陶芸教室を開催しました。

初めての挑戦とあって、約1kgの粘土とロクロを前にどの子どもも興味津々、手順の説明も熱心に聞いてくれました。「自分の作りたい形を目指そう」「失敗作はない」の二点を確認し作業に入りました。

しかし、子どもたちの小さな手で積み上げていく粘土はなかなかの強敵だったようで「まっすぐしたいのに広がる!」「デコボコがなくならん!」と終始あちこちからSOSをもらいました。でもそれは、創作への一人一人の意欲とこだわりの表れであり、大変うれしい声でした。しかしコツをつかんでいくにつれ、部屋中が静まり返った瞬間があり、彼らの集中力のす

難しかったけど楽しかった陶芸

ごさに、これまた感激したことでした。

出来上がった作品は、すべての土を使った大物から使い勝手の良さそうな小物まで、どれも存在感のある魅力的なもののばかりでした。2学期早々に自分たちの手で釉薬をかけ、窯に入れ焼き上げる予定です。



真剣なまなざしで陶芸に取り組む子どもたち



お子さんの予防接種はお済みですか

ポリオ以外は個別接種に

予防接種は本年4月より、集団接種から個別接種（ポリオを除く）に変更となっています。個別接種とは、保護者が県内医療機関に直接

予約し、予診票と母子健康手帳を持参して予防接種を受ける方法です。

予防接種は、種類ごとに対象年齢や接種回数が定められていますので、対象年齢の範囲内に受けられるように計画を立て、接種もれがないようにしましょう。

本年3月末に、対象児の保護者あてに予防接種予診票、説明書等をお送りしています。いま一度、お子さんの未接種の予防接種対象年齢をご確認ください。

転入された方、予診票をお持ちでない方は担当課までご連絡ください。

接種のポイント

1. 赤ちゃんの体調を最優先にする
2. 集団接種（ポリオ）を中心に予定を立て、不明な点はかかりつけの医師に相談を
3. 生後6カ月未満までにBCGを接種
4. 1歳以降は麻しん・風しん混合ワクチン（MRワクチン）を最優先に接種
5. 複数回受けるものは間隔があいても大丈夫。ただし接種回数は守る
6. 保育所（園）などの集団生活を始められる方は、早めに済ませる

本庁保健福祉課 ☎ 5・0888

池川総合支所健康福祉課 ☎ 4・2321

仁淀総合支所健康福祉課 ☎ 2・1132

広告

岡本東洋整体

おかもと整体は、私が独自に、くふうするねつエネルギー療法を施術に取り入れ、早期の治療効果も期待できる整体を営みます。

午前8時～午後6時まで

- ◎休 日…木曜日
- ◎治療時間…約35分
- ◎料 金…一律2,000円
- ◎受 付 電話予約承ります。・予約者優先。
- ◎整体のできる服装でお越しください。

住所 仁淀川町土居甲1052

お問い合わせ・ご予約はTEL 0889・34・2630

国民年金だより

ねんきん特別便(現役加入者あて)が送付されます

○送付対象者

年金受給者および基礎年金番号以外に国民年金や厚生年金番号をお持ちの可能性がある方に、すでに送付されていますが、それ以外の方に対して全員に送られます。

○送付スケジュール

国民年金加入者(第1号・第3号被保険者)には、8月中旬から10月下旬にかけて、年齢の高い方から順次直接本人住所に送られます。

第2号被保険者に対しては、協力していただける事業所にお勤めの場合は事業所あて、それ以外の事業所にお勤めの場合は、本人住所あてに送られます。送付時期は6月23日から9月10日になる予定です。

○回答方法

年金記録の漏れや誤りがある可能性の低い皆さまにお送りしていますが、念のため、必ずご自身で確認をお願いします。

漏れや誤りがあった場合は、漏れていると思われるお勤め先や所在地、国民年金の場合は当時の住所などを記入してください。また氏名が変わられた方は必ず旧氏名の記入もお願いします。訂正の有無にかかわらず「年金加入記録回答票」に記入して同封の封筒で返送してください。

※ご質問、問い合わせは「ねんきん特別便専用ダイヤル」0570・058・555へお願いします。

I P 電話(ひかり電話など)・PHSからは03・6700・1144にお電話ください。

だれか、病院を教えてください！
救急医療情報センターで紹介します

夜間、土日、祝日に体調を急に

崩し病院で診察してもらいたい

が、診てもらえる病院が分からない場

合は「高知県救急医療情報センタ

ー」(二十四時間対応)にお問

い合わせをいただくと、現在診察を

している病院を紹介してくれます。

また最寄りの高吾北消防署・仁

淀川分署でも病院紹介を行って

いますのでお気軽にご相談ください。

※お問い合わせの際、現在の容態(症状)、性別、年齢、氏名、住所等をお聞きます。

高知県救急医療情報センター

☎ 088・825・1299

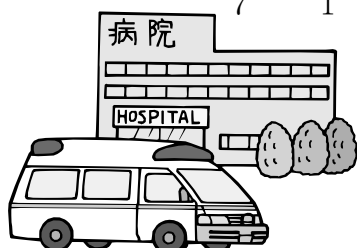
救急(病院紹介)の問い合わせ

高吾北消防署

☎ 06・2111

仁淀川分署

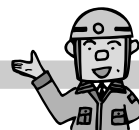
☎ 05・0017



□□□□□□□□□□ 自衛官を募集しています □□□□□□□□□□

種 目	一般曹候補生	2等陸海空士
資 格	18歳以上27歳未満 (21年3月卒業予定者含む)	18歳以上27歳未満 (21年3月卒業予定者含む)
受 付	20年9月10日まで	男子：年間を通じて 女子：20年9月10日まで
試 験 日	1次：20年9月20日 2次：20年10月9日または10日(いずれか1日指定する日)	男子：20年9月18日 20年9月25日 20年10月2日 女子：20年9月29日
内 容	自衛隊に入隊後2年9カ月経過以降、選考により3等陸・海・空曹に昇任し、中堅エリートとして活躍します。昇任後試験により幹部に進めます。	自衛隊に入隊後、部隊経験を積み、部内で昇任試験を受け合格した後、3等陸・海・空曹に昇任する制度で、一般的なコースです。
問い合わせ	自衛隊高知募集案内所 ☎ 088・823・2006	

浄化槽は適正な維持管理を!



浄化槽は、生きた微生物が活躍するとてもデリケートな装置です。正しく機能するためには、適正な維持管理が必要です。



す。「保守点検」「清掃」とは別に、必ず受けなければいけません。そのほか使用開始後3カ月～8カ月以内に行う設置後等の水質検査とその後、年に1回定期的に行う定期検査があります。

高知県の指定検査機関は〈(財)高知県環境検査センター☎088・860・2400〉です。

1. 保守点検

「保守点検」は、浄化槽の機能を維持するために、機器類の調整や消毒液の補充等を4カ月に1回以上実施します(処理方式や処理対象人員によって回数は異なります)。

「保守点検」は〈浄化槽管理者のいる登録業者〉に委託して行います。

2. 清掃

浄化槽には、少しずつ水に溶けない固形物や汚泥が溜まってきます。これをそのままにしておくと、においや水質悪化の原因になります。「清掃」では汚泥の引き抜き、装置の清掃などを年に1回以上行わなければなりません。

清掃は〈市町村の許可業者〉に委託して行います。

3. 法定検査

浄化槽の維持管理が適正に行われ、きちんと機能されているかを確認するのが「法定検査」で

問い合わせ

本庁町民課

☎ 5・1088

池川総合支所地域振興課

☎ 4・2114

仁淀総合支所地域振興課

☎ 2・1112

* 浄化槽の維持管理は、浄化槽管理者(設置者)の責任です。



広告

浄化槽設置、配管工事は環境管理協会6業者へ



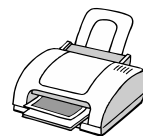
仁淀川町の環境管理を行うため、6業者(浄化槽工事業者届出済)で「仁淀川町環境管理協会」を設立しております。

増・改築や新築の予定がありましたら、お気軽にお電話ください。

	業 者 名	代 表 者	住 所	電話番号
仁淀地区	(株)仁淀工業	上岡 和男	別枝 2663-10	3 2 - 1 6 5 1
	(有)吉永土建	吉永 栄一	川渡 1-1	3 2 - 1 1 2 8
池川地区	A I N 電 設	隅田 仁	土居甲 1043	3 4 - 3 8 3 3
	(株)和興建設	田代 春雄	土居甲 692-1	3 4 - 3 1 0 3
吾川地区	(株)大一林組	林 健二	田村 82-1	3 5 - 0 2 1 9
	(有)大谷組	尾崎 充明	寺村 1424	3 5 - 1 0 3 2



家庭用のプリンターが ごみで出せます



家庭で不用となったプリンターが不燃ごみ等で出せるようになりました。

今まで、プリンターは処理困難物に含まれていたため、高吾北清掃センターでは受け入れていませんでした。

指定の不燃ごみ袋に入れた不燃ごみとして出してください。ただし、事業系でも、規格内の物を清掃センターに直接持ち込めば処理できます。

②出し方

指定の不燃ごみ袋に入れた不燃ごみとして出してください。指定袋に入らない物や袋が破れそうなどときは粗大ごみとして出してください（規格内の物に限る）。電源コードは取り外して可燃ごみで出してください。

これに伴い、家庭で不用になったプリンターは、生活系ごみとして収集しますので、次の出し方等によりごみ収集場所に出してください。

①収集する物

規格内の大きさで、家庭で使用していたプリンターのみ。

他のごみと同じく事業系（営業や事業活動に使用し

問い合わせ
本庁町民課

☎ 35・1088

池川総合支所健康福祉課

☎ 34・2112

仁淀総合支所健康福祉課

☎ 32・1132

高吾北清掃センター

☎ 22・3111

ご寄付のお礼

◇一般寄付金

山中 幸雄様（摂津市）

山本喜美子様（土居甲）

ご寄付をいただきました。

ご芳志をありがとうございます、

町行政に有意義に活用させていただきます。

できます。

◇広報寄付金

酒井 春幸様（高知市）

佃 富吉様（茨木市）

西森 重忠様（東久留米市）

松田 義一様（高松市）

山中 喜郎様（岩丸）

山中 正道様（日高村）

吉井嘉世子様（高知市）

ご寄付をいただきました。

ご芳志をありがとうございます、

広報発行に役立たせていただきます。

ありがとうございます。

仁淀川町役場

◇社会福祉協議会

大野 友喜様（長者）

吉村 一敏様（別枝）

ご寄付をいただきました。

ご芳志をありがとうございます、

社会福祉事業に役立たせていただきます。

きます。

ありがとうございます。

仁淀川町社会福祉協議会

秋の全国交通安全運動

9月21日（日）～30日（火）

運動の基本：高齢者の事故防止

重点目標

- ①すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ②夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ③飲酒運転の根絶

この運動は、県民一人一人が交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めるとともに、安全で安心な人にやさしい交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故を防止することを目的とします。

佐川警察署・交通安全協会佐川支部 佐川町丙3555 ☎22・0110
※交通安全協会は、皆様の会費で運営されています。ご協力よろしくお願いします。

交通事故からあなたの未来を守る 自賠責保険・自賠責共済



交通事故による死者数は年々減少傾向にあるものの、平成十九年の事故発生件数は約八十三万件、死傷者数は九年連続で百万人を超える約百三万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

などを十分に理解・認識することがとても大切です。

自賠責保険・共済の有効期限は切れていませんか？

自賠責保険・共済は、すべての自動車・軽二輪自動車（原動機付自転車・軽自動車）は、有効期限切れ、掛け忘れにご注意を！

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべての自動車の保有者に、自動車一台ごとに加わが義務付けられており、基本的にはすべての加害者の賠償責任を担保するとともに、すべての被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の保護を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度賠償の役割・重要性や、保険金・共済金の支払いの仕組み

『安全運転は意識しても安心のための自賠責を忘れていませんか？』

自賠責保険・共済は、万が一の自動車事故の際の基本的な対人保証を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられており（自動車損害補償法）、自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反ですのでご注意ください！

四輪車ももちろんですが、特に車検制度のない二百五十cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は、有効期限切れ、掛け忘れにご注意を！

なお自賠責制度の詳細な内容は、<http://www.jihai.jp>でご覧になれます。

平成21年5月までに裁判員制度がはじまります

裁判所では、勤労者が裁判員として参加しやすい環境の整備に向けて、各企業の皆さまに、休暇制度の整備、参加しやすい環境作りなどの御協力をお願いしています。

Q 裁判員は何日間ぐらい裁判に参加するのですか？

A 通常、数日間と見込まれています。

実際に裁判員として裁判所に来ていただく日数は、それぞれの事件の内容により異なりますので、一概にはいえません。しかし、裁判員裁判では、法廷での審理を始める前に、裁判官、検察官、弁護人の三者でポイントを絞ったスピーディーな裁判が行われるように、事件の争点や証拠を整理し、審理計画を明確にするための手続（公判前整理手続）が行われます。また、できるだけ連日的に開廷することになっていますので、多くの事件は数日間で終わると見込まれています。

高知地方裁判所では「裁判員制度」に御理解を深めていただくため

- 1 出張説明会
- 2 裁判傍聴・法廷見学
- 3 ビデオテープ・DVDの貸出し



タイトル	ジャンル	時間(約)	内容
あなたも参加する刑事裁判	制度説明	15分	裁判員制度についてコンパクトに紹介したものです。
裁判員	ドラマ	69分	裁判員制度の選任手続を中心に描いた映画です。
評議	ドラマ	62分	裁判員制度の評議の様を描いた映画です。
ぼくらの裁判員物語	アニメ	22分	中・高校生向けのアニメです。

をご案内させていただいています。勉強会や研修会等にぜひ、ご利用ください。

問い合わせ

〒780-8558 高知市丸ノ内1丁目3番5号

高知地方裁判所事務局総務課庶務係

■電話 088-822-0340 内線606・607